



# 総務だより



発行所 : 株式会社 MJメディカル  
〒337-0051 さいたま市見沼区東大宮 1-71-25

## 令和6年限定の税制! 定額減税とは?

賃金上昇が物価高騰に追い付いていない現状の緩和を目的に、一時的な措置として、令和6年(2024年)に支払うべき所得税・個人住民税の減税策です。

### ① 対象者は?



- ・令和6年分所得税の納税者
- ・令和6年分の所得税にかかる合計所得金額が1,805万円以下である者
- ・令和6年度 住民税所得割が発生している者
- ・国内に住所を有する個人

合計所得金額1,805万円=概ね額面で2,000万円を超える医療法人の役員や勤務医、日本人であっても海外に居住している人は対象外です。

### ② 減税額は?

	所得税	住民税
本人	3万円	1万円
同一生計 配偶者	3万円	1万円
扶養親族 (1人につき)	3万円	1万円

住民税について対象となる方は、市区町村から届く令和6年度の税額決定通知書に減税額が記載されてきますので、ご確認ください。

通常住民税は毎年6月～翌5月分を12か月で割って給与天引きで支払いますが、本年に限り、6月分は徴収されず、減税後の納付額を11か月で割った税額を給与天引きにて支払います。

### ③ 月次減税とは? その対象者は?

毎月支払われる給与にかかる所得税額から、その額が合計3万円に達するまで毎月所得税を減税していく仕組みです。

## 毎月の給与で行われる所得税の月次減税

### (対象となる人)

- ・令和6年6月現在勤務している
- ・税区分「甲」(当院勤務がメイン)の人

### (対象とならない人)

- ・令和6年6月2日以降に勤務し始めた人(年末調整で減税額の清算となります)
- ・税区分「乙」(当院は主たる勤務でない)の人
- ・令和6年5月31日以前に退職した人

なお対象者の場合、主たる給与者のもとで定額減税の適用を受けるか受けないかを、自分で選択することはできず、自動的に適用されます。

## Q. 扶養範囲内で働くパートは適用されるか?

### 例) 夫の給与収入の方が多く、扶養に入っている妻

合計所得金額が48万円(給与所得だけの場合は給与の収入金額が103万円)以下であれば、そもそも所得税が課税されないため、パート勤務している妻本人は定額減税を受けることはできません。

その場合、夫の給与内において、妻の分まで定額減税を受けることができます。

逆に言えば合計所得金額が48万円(給与収入金額が103万円)を超える場合は、夫の給与内では定額減税を受けることができず、妻本人が定額減税を受けることができます。しかしこの場合においても、実際課税される額から最大3万円減税されるため、収入額によっては3万円満額減税されないケースもあります。

## \$ 直近の経済情報 \$

日経平均株価	38,202.37 円
金価格(g)買値	12,739 円
銀価格(g)買値	152.13 円
ドル円相場	155.22 円

### (日本国債金利)

5年もの	0.479 %
10年もの	0.881 % ※5月8日時点